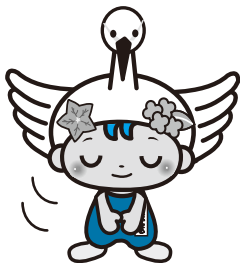


令和9年4月から

下水道使用料を 改定します



里都 まち 広報 なかい 11月号

目次

2-4	特集 下水道使用料を改定します
4-16	里都まちニュース
17	里都まちレポート①
18-24	インフォメーション
25	新着図書 俳句
26	里都まちレポート②

中井町の公共下水道事業は平成11年度に供用を開始し、生活環境の改善や浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全などの役割を担ってきました。平成29年度で整備工事は概ね完了しましたが、今後は人口減少などによる使用料収入の減少、近年の物価高騰による維持管理費や下水道管の更新費用増加などが見込まれ、経営を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

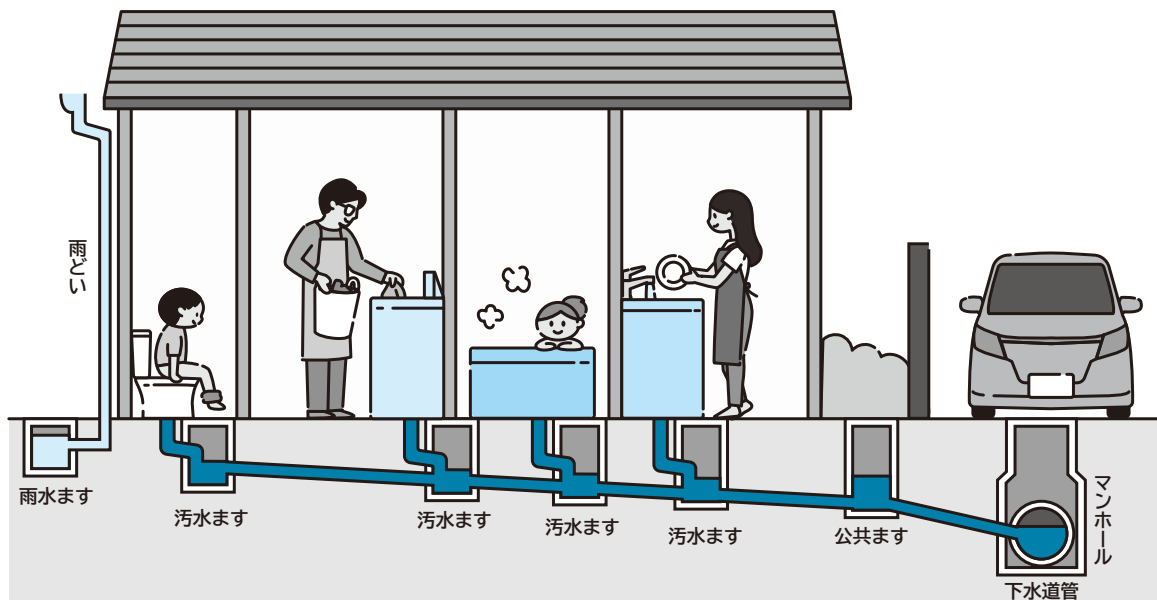
使用者の皆さまにご負担いただいている下水道使用料は、家庭や事業所から発生する汚水処理に要する維持管理費に充てていますが、使用料収入だけでは賄うことができないため、毎年、一般会計から多額の繰入れを行っています。

こうしたことから、中井町下水道運営審議会に「下水道使用料の改定について」諮問したところ、令和8年3月に「一般会計からの繰入れに依存した経営を改善する必要がある、使用料改定はやむを得ない」との答申がありました。町としても、答申のとおり、健全で持続可能な下水道事業の経営資源を確保するため、供用開始から据え置いてきた下水道使用料を改定することはやむを得ないと判断しました。令和8年9月に「中井町公共下水道使用料条例の一部改正」を中井町議会定例会に上程し、議決を受けたことで、下水道使用料を改定させていただくことになりました。

引き続き下水道の接続率の向上を図るとともに、経費節減に努めてまいりますので、使用者の皆さまにはご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ

上下水道課 ☎(81)3603



令和9年4・5月例月分(納期限6月30日)より新使用料が適用されます

使用料改定

2月	3月	4月	5月
2・3月例月分	検針	4・5月例月分	検針
旧使用料で計算		新使用料で計算	

令和9年2・3月例月分は3月中に検針を行いますので、旧使用料で請求します。

下水道使用料モデルケース



単身世帯
月に8 m³使用

改定前	改定後
550円	850円

基本料金850円のみ(超過料金無し)
2か月分の使用料…1,700円(税抜き)



3・4人世帯
月に20 m³使用

改定前	改定後
1,200円	1,800円

基本料金850円+超過料金(95円×10 m³)
2か月分の使用料…3,600円(税抜き)

※下水道使用料は、奇数月に水道メーターの検針を行い、偶数月に水道料金と一緒に2か月分を請求します。2か月あたりの水道料金・下水道使用料は町ホームページをご覧ください。



町ホームページ
ID 3955

1か月あたりの下水道使用料(税抜き)

区分		改定前	改定後	差額
基本料金	10 m ³ まで	550円	850円	300円
超過料金 1 m ³ あたり	11～20 m ³	65円	95円	30円
	21～30 m ³	80円	100円	20円
	31～50 m ³	90円	110円	20円
	51～100 m ³	100円	125円	25円
	101～501 m ³	120円	145円	25円
	501～1,000 m ³	125円	150円	25円
	1,001～5,000 m ³	130円	155円	25円
	5,001 m ³ ～	140円	160円	20円

下水道使用料の改定について

町の下水道事業は、令和2年4月から「地方公営企業法」に基づく公営企業会計を適用し、安定かつ持続的な運営を目指しています。

また、「地方財政法」では、公営企業の会計は独立採算制を原則としています。そのため、汚水処理に関する費用は、原則として使用料収入で賄わなければなりません。

使用料収入で汚水処理費をどれだけ賄えているかを示す経費回収率は、令和6年度で61・1%でした。現状、不足分を一般会計から基準外繰入れを行うことで賄っていますが、これは、下水道の利用者以外の方も負担をしていることになり、公平な費用負担とはいえません。

持続可能で安定した経営を行うためには経費回収率を100%以上にする必要がありますが、経費回収率を100%となるよう一度に改定を行うと使用者の負担が急増してしまいます。使用者の負担軽減を図るため、町としても、中井町下水道運営審議会からの答申のとおり、経費回収率を令和9年

度に80%、令和13年度に100%となるよう使用料改定を2回行うことが適切であると考えます。その後も5年を目途に使用料の見直しを検討します。

令和9年度からの下水道使用料については、答申で示された使用料体系に改定させていただきま。全階層の平均改定率は27・5%となります。経営の安定を図るため、基本料金および低水量ランクの超過料金の底上げが第一となりますが、一般家庭が物価高騰による影響を受けていることも鑑み、ある程度抑えるよう配慮し、高水量ランクの超過料金まで幅広く改定を行うことで経費回収率の向上を図ります。平均的な一般家庭の想定となる1か月20㎡の税抜き使用料を県内市町村と比較してみると、改定後の1800円は県内で6番目に低い形となる予定です(他市町村でも経費回収率向上のため、使用料改定が随時行われており順位は変動する場合があります)。

町の経費回収率

経費回収率＝下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分除く)×100

全国平均…97.9%

令和6年度
61.1%



令和9年度(目標)
80%



令和13年度(目標)
100%

※令和8年3月に策定した中井町公共下水道事業経営戦略では、経費回収率100%を維持するため、令和17年度にも使用料改定を行う計画としています。

※今後の排水量・財政状況などを注視し、令和10年度に中井町下水道運営審議会に改めて「下水道使用料の改定について」諮問を行い、令和13年度以降の使用料改定について審議を行う予定です。

Q 前回の使用料改定はいつ？

A 平成11年の供用開始から消費税に関するものを除いて改定を行ってきませんでした。実質的な使用料改定は初めてとなります。

Q これまで使用料改定を行ってこなかった理由は？

A これまでは、事業費の不足分を一般会計から繰入れることで使用料を据え置いてきました。今後は一般会計からの基準外繰入れを減らしていくなかで、人口減少や物価高騰による収入・費用の変化に対応し、将来にわたり安定した下水道サービスを提供していくために使用料を改定するものです。

Q 水道料金も改定するのですか？

A 今回の改定は下水道使用料のみであり、水道料金については変更ありません。水道料金の改定については、中井町水道運営協議会にて協議を行っています。

